

○核技術等に関連するイランによる投資を禁止する措置の対象となる業種

一 次に掲げるものの製造業

- イ ロケット若しくはその打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計した装置又は推進薬若しくはその原料
 - ロ 原子炉、原子力用タービン、原子力用発電機又は核原料物質若しくは核燃料物質
 - ハ 航空機(無人航空機に限る。)
- 二 イからハまでに掲げるものの附属品、イからハに掲げるもの若しくはその附属品の部分品、これらの製作に使用するために特に設計した素材又はこれらの製造用の装置、工具、測定装置、検査装置若しくは試験装置

二 前号イからニまでに掲げるものに係る機械修理業

三 第一号ハに掲げるものを使用するために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

四 ロケット又はその打上げ、追跡管制若しくは利用のために特に設計したプログラムに関するソフトウェア業

五 輸出貿易管理令(昭和二十四年政令第三百七十八号)別表第一の二の項及び四の項に掲げるものの製造業

六 核原料物質の鉱業

電気業(核燃料物資を用いるものに限る。)